

琴浦町新型インフルエンザ等対策行動計画

平成27年3月 制定
令和 8年8月 改定

琴浦町

概要

はじめに

琴浦町新型インフルエンザ等対策行動計画改定の目的

2020 年 1 月に国内初、同年 4 月に県内初の新型コロナウイルス感染症（COVID-19）¹（以下「新型コロナ」という。）の感染者が確認されて以降、新型コロナの感染が拡大する中で、町民の生命及び健康が脅かされ、町民生活及び社会経済活動は大きく影響を受けることとなった。この未曾有の感染症危機において、次々と変化する事象に対し、町民はもとより、行政、医療関係者、事業者等が一丸となって取組みが進められてきた。

今回の琴浦町新型インフルエンザ等対策行動計画の改定は、2024 年 7 月 2 日に改定された新型インフルエンザ等対策政府行動計画（以下「政府行動計画」という。）を踏まえ、新型コロナへの対応（以下「新型コロナ対応」という。）で明らかとなった課題や、これまでの関連する法改正等も踏まえ、新型インフルエンザや新型コロナウイルス感染症等²以外も含めた幅広い感染症による危機に対応できる社会を目指すものである。

町行動計画に基づき、感染症危機に対する平時の備えに万全を期すとともに、有事には、感染症の特徴や科学的知見を踏まえ、迅速かつ着実に必要な対策を実施していく。

町行動計画の改定概要

町行動計画は、感染症有事に際して迅速に対処を行うため、あらかじめ有事の際の対応策を整理し、平時の備えの充実を図るものである。有事に際しては、町行動計画の様々な対策の選択肢を参考に、基本的対処方針（新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成 24 年法律第 31 号。以下「特措法」という。）第 18 条第 1 項に規定する基本的対処方針をいう。以下同じ）を踏まえ、対応を行っていくこととなる。

対象とする疾患についても、新型インフルエンザや新型コロナウイルス感染症等だけでなく、その他の幅広い呼吸器感染症も念頭に置くこととした上で、記載を 3 期（準備期、初動期及び対応期）に分け、特に準備期の取組を充実させている。

対策項目については、これまでの 6 項目から 7 項目に拡充させ、新型コロナ対応で課題となった項目を独立させ、対策の充実を図る。感染が長期化する可能性も踏まえ、複数の感染拡大の波への対応や、ワクチンの普及等に応じた対策の機動的な切替えについても明確化する。

1 病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス（2020 年 1 月に、中華人民共和国から世界保健機関（WHO）に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。）であるもの。

2 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成 10 年法律第 114 号。以下「感染症法」という。）第 6 条第 7 項第 3 号に規定する新型コロナウイルス感染症及び同項第 4 号に規定する再興型コロナウイルス感染症をいう。以下同じ。

目次

第1部 新型インフルエンザ等に対する町の体制と町行動計画	- 4 -
第1章 新型インフルエンザ等に対する町の体制等	- 4 -
第1節 町の感染症危機管理の体制	- 4 -
第2章 町行動計画の作成と感染症危機対応	- 5 -
第1節 町行動計画の作成	- 5 -
第2節 新型コロナウイルス感染症対応での経験	- 6 -
第2部 新型インフルエンザ等対策の実施に関する基本的な方針	- 7 -
第1章 新型インフルエンザ等対策の目的及び実施に関する基本的な考え方等	- 7 -
第1節 新型インフルエンザ等対策の目的及び基本的な戦略	- 7 -
第2節 新型インフルエンザ等対策の基本的な考え方	- 8 -
第3節 様々な感染症に幅広く対応できるシナリオ	- 10 -
第4節 新型インフルエンザ等対策実施上の留意事項	- 12 -
(1) 平時の備えの整理や拡充	- 12 -
(2) 感染拡大防止と地域経済活動のバランスを踏まえた対策の切替え	- 12 -
(3) 基本的人権の尊重	- 13 -
(4) 関係機関相互の連携協力の確保	- 13 -
(5) 高齢者施設や障がい者施設等の社会福祉施設等における対応	- 13 -
(6) 感染症危機下の災害対応	- 13 -
(7) 記録の作成や保存	- 14 -
第5節 対策推進のための役割分担	- 15 -
(1) 国の役割	- 15 -
(2) 県及び町の役割	- 15 -
(3) 医療機関の役割	- 16 -
(4) 指定地方公共機関の役割	- 16 -
(5) 登録事業者	- 16 -
(6) 一般の事業者	- 17 -
(7) 町民	- 17 -
第2章 新型インフルエンザ等対策の基本項目と横断的視点	- 18 -
第1節 町行動計画における対策項目等	- 18 -
(1) 町行動計画の主な対策項目	- 18 -
(2) 対策項目ごとの目標	- 18 -
(3) 複数の対策項目に共通する横断的な視点	- 19 -
第3章 町行動計画の実効性を確保するための取組等	- 21 -
第1節 町行動計画等の実効性確保	- 21 -
(1) EBPM（エビデンス・ベースド・ポリシー・メイキング）の考え方に基づく政策の推進	- 21 -
(2) 新型インフルエンザ等への備えの機運の維持	- 21 -
(3) 多様な主体の参画による実践的な訓練の実施	- 21 -

(4) 定期的な見直し	- 21 -
(5) 指定（地方）公共機関業務計画	- 21 -
第3部 新型インフルエンザ等対策の各対策項目の考え方及び取組	- 22 -
第1章 実施体制	- 22 -
第1節 準備期	- 22 -
第2節 初動期	- 23 -
第3節 対応期	- 24 -
第2章 情報提供・共有、リスクコミュニケーション	- 26 -
第1節 準備期	- 26 -
第2節 初動期	- 28 -
第3節 対応期	- 29 -
第3章 まん延防止	- 31 -
第1節 準備期	- 31 -
第2節 初動期	- 32 -
第3節 対応期	- 33 -
第4章 ワクチン	- 34 -
第1節 準備期	- 34 -
第2節 初動期	- 37 -
第3節 対応期	- 38 -
第5章 保健	- 40 -
第1節 準備期	- 40 -
第2節 初動期	- 42 -
第3節 対応期	- 43 -
第6章 物資	- 45 -
第1節 準備期・初動期	- 45 -
第2節 対応期	- 46 -
第7章 町民生活及び地域経済の安定の確保	- 47 -
第1節 準備期	- 47 -
第2節 初動期	- 48 -
第3節 対応期	- 49 -
用語集	- 51 -

第1部 新型インフルエンザ等に対する町の体制と町行動計画

第1章 新型インフルエンザ等に対する町の体制等

第1節 町の感染症危機管理の体制

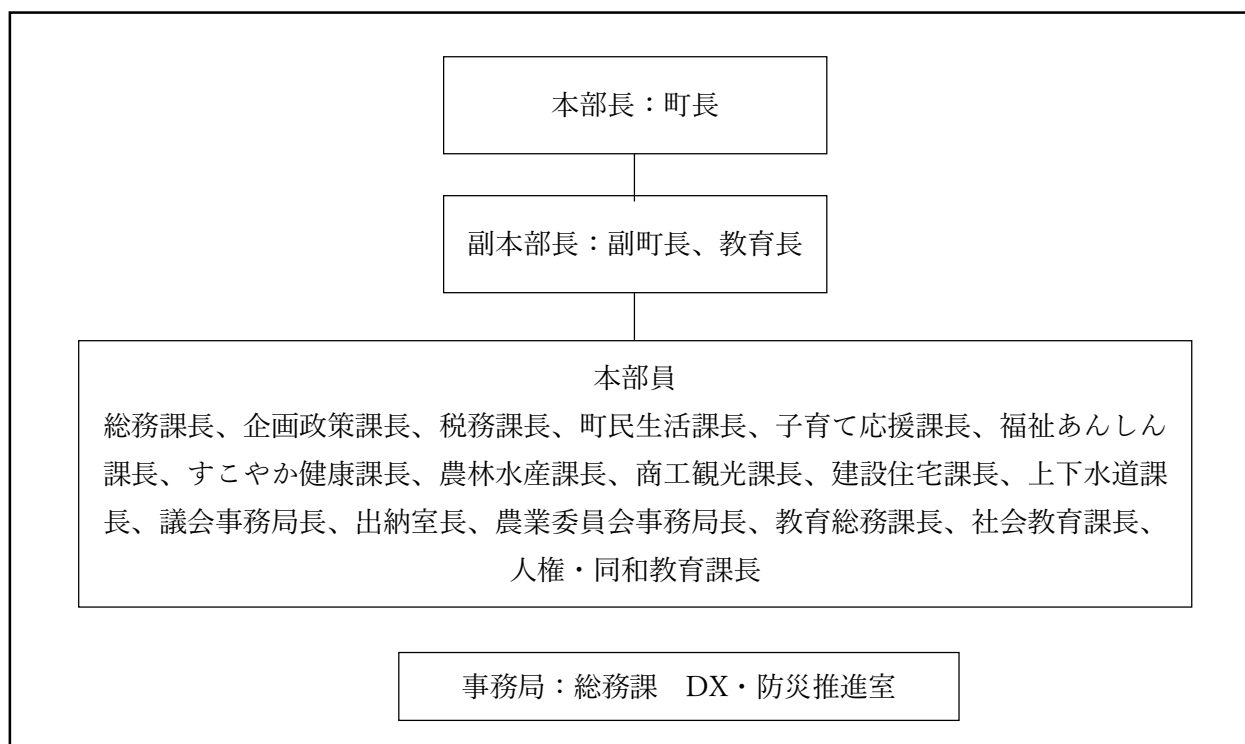
新型インフルエンザ等の対策を講ずるにあたっては、その発生段階等ごとの総合調整や技術的助言等を徴するための組織が必要となることから、町では次の組織を設置する。

(1) 琴浦町新型インフルエンザ等対策本部³

新型インフルエンザ等が発生し、緊急事態宣言がなされた場合、特措法及び琴浦町危機管理のための対策本部に関する条例（平成26年琴浦町条例第22号）に基づき、町における新型インフルエンザ等対策の決定機関として、町長を本部長、副町長及び教育長を副本部長とする琴浦町新型インフルエンザ等対策本部（以下「町対策本部」という。）を設置する。

発生した新型インフルエンザ等の流行が終息したこと等により緊急事態宣言の解除宣言がなされた場合には、町対策本部も解散する。

琴浦町新型インフルエンザ等対策本部 体制図



³ 特措法第34条

第2章 町行動計画の作成と感染症危機対応

第1節 町行動計画の作成

2009年の新型インフルエンザ（A/H1N1）対応の教訓等⁴を踏まえつつ、対策の実効性をより高めるための法制の検討が重ねられ、2012年4月に特措法が制定され、同法第7条の規定により、政府行動計画に基づき、2014年1月に県行動計画が策定された。

本町では、特措法第8条の規定により、県行動計画に基づき、2015年3月に町行動計画を作成し、新型インフルエンザ等対策の総合的な推進に関する事項や、町として実施すべき具体的対策を確立した。

本行動計画は、新型インフルエンザ等対策の実施に関する基本的な方針や町が実施する措置等を示すとともに、特定の感染症や過去の事例のみを前提とするのではなく、新型インフルエンザや新型コロナウイルス等の特性を踏まえ、様々な状況で対応できるよう、対策の選択肢を示すものである。

なお、新型インフルエンザ等に関する最新の科学的知見、新型インフルエンザ等対策の経験や訓練等を通じた改善点等を踏まえて、町は、町行動計画の定期的な検討を行い、適時適切な改定を行うものとする。

4 新型インフルエンザ^{*}（A/H1N1）対策の検証結果は、厚生労働省において、2010年6月、新型インフルエンザ^{*}（A/H1N1）対策総括会議報告書としてとりまとめられた。

第2節 新型コロナウイルス感染症対応での経験

新型コロナウイルス感染症は、2019年12月に中国武漢市で原因不明の肺炎患者が確認された後、2020年1月15日に国内初、同年4月10日に県内初の感染者が確認されて以降、3年以上にわたって流行が繰り返されてきた。

この間、本町では、町民等の生命及び健康を保護し、並びに町民生活及び地域経済に及ぼす影響を最小とするため、「琴浦町新型コロナウイルス感染症対策本部」を設置し、鳥取県と連携して感染症対策を実施してきた。また、多くの医療関係者や医療機関と連携し、集団及び個別接種を併用した体制を構築し、ワクチン接種を実施した。

この経験を通じて強く認識されたことは、感染症危機が、社会のあらゆる場面に影響し、町民等の生命及び健康への大きな脅威であるだけでなく、経済や社会生活をはじめとする町民生活の安定にも大きな脅威となるものであったことである。

感染症危機の影響を受ける範囲においても、新型コロナ対応では、全ての町民等が、様々な立場や場面で当事者として感染症危機と向き合うこととなった。この間の経験は、感染症によって引き起こされるパンデミックに対し、本町の危機管理として社会全体で対応する必要があることを改めて浮き彫りにした。

そして、感染症危機は、決して新型コロナ対応で終わったわけではなく、次なる感染症危機は将来必ず到来するものである。

こうした新型コロナ対応の教訓を踏まえ、町行動計画を策定するものである。

第2部 新型インフルエンザ等対策の実施に関する基本的な方針

第1章 新型インフルエンザ等対策の目的及び実施に関する基本的な考え方等

第1節 新型インフルエンザ等対策の目的及び基本的な戦略

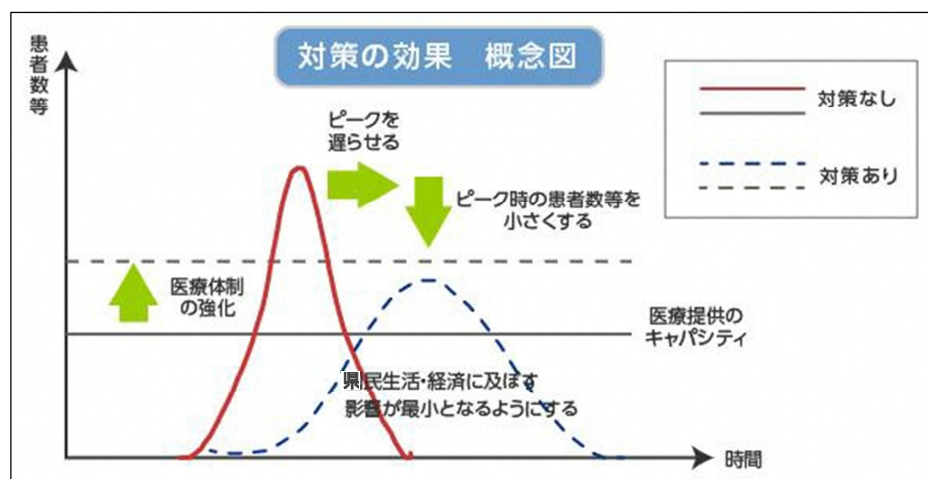
新型インフルエンザ等については、長期的には、町民の多くが罹患するおそれがあるものであるが、患者の発生が一定の期間に偏ってしまった場合は、医療提供体制のキャパシティを超えてしまうことを念頭に置きつつ、新型インフルエンザ等対策を本町の危機管理に関わる重要な課題と位置付け、次の2点を主たる目的として対策を講じていく必要がある⁵。

(1) 感染拡大を可能な限り抑制し、町民の生活及び健康を保護する。

- ・ 感染拡大を抑えて、流行のピークを遅らせ、国や県等が行う医療提供体制の整備やワクチン製造等のための時間を確保に協力する。
- ・ 流行ピーク時の患者数等をなるべく少なくして医療提供体制への負荷を軽減するとともに、県が行う医療提供体制の強化等対策に協力することで、患者数等が医療提供体制のキャパシティを超えないようにすることにより、治療が必要な患者が適切な医療を受けられるようにする。
- ・ 県が行う適切な医療の提供に協力することで、重症者数や死亡者数を減らす。

(2) 町民生活及び地域経済に及ぼす影響が最小となるようにする。

- ・ 感染拡大防止と社会経済活動のバランスを踏まえた対策の切替えを円滑に行うことにより、町民生活及び地域経済活動への影響を軽減する。
- ・ 町民生活及び地域経済の安定を確保する。
- ・ 地域での感染対策等により、欠勤者等の数を減らす。
- ・ 事業継続計画の作成や実施等により、医療の提供の業務又は町民生活及び地域経済の安定に寄与する業務の維持に努める。



鳥取県新型インフルエンザ等対策行動計画より抜粋

第2節 新型インフルエンザ等対策の基本的な考え方

町においては、科学的知見及び国・県の対策も踏まえ、地理的な条件、少子高齢化、交通機関の発達度等の社会状況、医療提供体制、受診行動の特徴等の町民性も考慮しつつ、各種対策を総合的かつ効果的に組み合わせてバランスのとれた戦略を目指すこととする。その上で、新型インフルエンザ等の発生前から流行状況が収束するまでの状況に応じて、次の点を柱とする一連の流れを持った戦略を確立する。（具体的な対策については、第3部の「新型インフルエンザ等対策の各対策項目の考え方及び取組」において記載する。）

なお、実際に新型インフルエンザ等が発生した際には、感染症の特徴、病原体の性状（病原性、感染性、薬剤感受性⁶等）、流行の状況、地域の実情その他の状況を踏まえ、人権への配慮や、対策の有効性、実行可能性及び対策そのものが町民生活及び地域経済に与える影響等を総合的に勘案し、町行動計画等で記載するものの中から、実施すべき対策を選択し決定する。

- 発生前の段階（準備期）では、地域における感染症対策物資等の確保、ワクチン接種体制や接種に必要となる資材の備蓄、町民等に対する啓発や町による事業継続計画等の策定、DXの推進や人材育成、実践的な訓練の実施による対応体制の定期的な点検や改善等、新型インフルエンザ等の発生に備えた事前の準備を周到に行っておくことが重要である。
- 県内で発生した場合を含め国内及び世界で新型インフルエンザ等に位置づけられる感染症が発生した段階（初動期）では、直ちに初動対応の体制に切り替える。
- 県内の発生当初の封じ込めを念頭に対応する時期（対応期）では、不要不急の外出の自粛要請や施設の使用制限等を行い、感染拡大のスピードをできる限り抑えることを目的とした各般の対策を講ずる。

なお、県内外の発生当初等の病原性や感染性等に関する情報が限られている場合には、過去の知見等も踏まえ、病原性や感染性等が高い場合のリスクを想定し、封じ込めを念頭に強力な対策を実施するが、常に新しい情報を収集・分析し、対策の必要性を評価し、更なる情報が得られ次第、感染拡大のスピードを抑制し、可能な限り感染者数等を減少させるための対策等、適切な対策へと切り替えることとする。

また、状況の進展に応じて、必要性の低下した対策についてはその縮小や中止を図る等の見直しを行う。

- 県内・町内で感染が拡大し、病原体の性状等に応じて対応する時期（対応期）では、国、県、町、事業者等は相互に連携して、ワクチン接種体制の確保や町民生活及び地域経済の維持のために最大限の努力を行う必要があるが、あらかじめ想定したとおりに行かないことが考えられ、社会の状況を把握し、状況に応じて臨機応変に対処する。
- ワクチンや治療薬等による対応力が高まる時期（対応期）では、科学的知見の集積、ワクチン接種体制の整備、ワクチンや治療薬の普及等の状況の変化等にあわせて、適切なタイミングで、柔軟かつ機動的に対策を切り替える。

6 薬剤感受性とは、感染症の治療に有効な抗微生物薬に対する感受性（有効性又は抵抗性）をいう。

- 最終的には、流行状況が収束⁷し、特措法によらない基本的な感染症対策等に移行する時期を迎える。

7 患者が国内で発生しているが、特措法に基づく対策を必要としない流行状況にあること

第3節 様々な感染症に幅広く対応できるシナリオ

過去に流行した新型インフルエンザや新型コロナウイルス感染症等以外の呼吸器感染症も念頭に、中長期的に複数の感染症の波が生じることも想定し、幅広く対応できるシナリオとするため、以下の考え方を踏まえて、有事のシナリオを想定する。

- (1) 特定の感染症や過去の事例のみを前提とするのではなく、新型インフルエンザや新型コロナウイルス感染症等以外の新たな呼吸器感染症等が流行する可能性を想定しつつ、病原体の性状に応じた対策等についても考慮する。
- (2) 病原体について限られた知見しか明らかになっていない発生初期には、感染拡大防止を徹底し、流行状況の早期の収束を目標とする。
- (3) 科学的知見の集積による病原体の性状の把握、検査体制や医療提供体制の整備、ワクチンや治療薬の普及等の状況の変化や社会経済等の状況にあわせて、適切なタイミングで、柔軟かつ機動的に対策を切り替えることを基本とする。
- (4) 病原体の変異による病原性や感染症の変化及びこれらに伴う感染拡大の繰り返しや対策の長期化の場合も織り込んだ想定とする。

【感染症危機における有事のシナリオ（時期ごとの対応の大きな流れ）】

○ 初動期（A）

感染症の急速なまん延及びその可能性のある事態を探知して以降、県対策本部の設置、政府による基本的対処方針が定められ、これが実行されるまでの間、感染症の特徴や病原体の性状（病原性、感染性、薬剤感受性等）を明らかにしつつ、感染拡大のスピードをできる限り抑えて、感染拡大に対する準備を行う時間を確保するため、新型インフルエンザ等の特徴や事態の推移に応じて迅速かつ柔軟に対応する。

○ 対応期（B）：封じ込めを念頭に対応する時期

県対策本部の設置後、県内での新型インフルエンザ等の発生の初期段階では、病原体の性状について限られた知見しか得られていない中で、諸外国や国内における感染動向等も考慮しつつ、まずは封じ込めを念頭に対応する。

○ 対応期（C－1）：病原体の性状等に応じて対応する時期

感染の封じ込めが困難な場合は、知見の集積により明らかになる病原体の性状等を踏まえたリスク評価に基づき、感染拡大のスピードや潜伏期間等を考慮しつつ、確保された医療提供体制で対応できるレベルに感染拡大の波（スピードやピーク等）を抑制すべく、感染拡大防止措置等を講ずることを検討する。

○ 対応期（C－2）：ワクチンや治療薬等により対応力が高まる時期

ワクチンや治療薬の普及等により、新型インフルエンザ等への対応力が高まることを踏まえ、科学的知見に基づき対策を柔軟かつ機動的に切り替える（ただし、病原体の変異により対策を強化させる必要が生じる可能性も考慮する）。

○ 対応期（D）：特措法によらない基本的な感染症対策に移行する時期

最終的に、ワクチン等により免疫の獲得が進むこと、病原体の変異により病原性や感染症等が低下すること及び新型インフルエンザ等への対応力が一定水準を上回ることにより特措法によらない基本的な感染症対策（出口）に移行する。

第4節 新型インフルエンザ等対策実施上の留意事項

町は、新型インフルエンザ等の発生時やその準備段階に、特措法その他の法令、町行動計画に基づき、相互に連携協力し、新型インフルエンザ等対策の的確かつ迅速な実施に万全を期す。この場合において、次の点に留意する。

(1) 平時の備えの整理や拡充

感染症危機への対応には、平時からの体制づくりが重要である。このため、以下のアからオまでの取組により、平時の備えの充実を進め、訓練により迅速な初動体制を確立することを可能とするとともに、情報収集・共有、分析の基盤となるDXの推進等を行う。

ア 新型インフルエンザ等の発生時に行うべき対策の共有とその準備の整理

将来に必ず起こり得る新型インフルエンザ等の発生時に行うべき対策を関係者間で共有しながら、その実施のために必要となる準備を行う。

特に感染症危機管理においては、保健所が積極的疫学調査、健康視察、医療機関との調整、感染症情報の収集及び分析等の中心的な役割を担うことから、平時より情報共有体制及び有事における連絡体制の整備を進める。

イ 初発の感染事例の探知能力の向上と迅速な初動の体制整備

初動対応について、未知の感染症が発生した場合や新型インフルエンザ等が県内で発生した場合も含め様々なシナリオを想定し、初発の探知能力を向上させるとともに、初発の感染事例を探知した後、速やかに町として初動対応に動き出せるように体制整備を進める。

ウ 関係者や町民等への普及啓発と訓練等を通じた不断の点検や改善

感染症危機は必ず起こり得るものであるとの認識を広く感染症対策に携わる関係者や町民等に持ってもらうとともに、次の感染症危機への備えをより万全なものとするために、多様なシナリオや実施主体による訓練の実施等を通じて、平時の備えについて普段の点検や改善を行う。

エ 情報の有効活用、国や県との連携等のためのDXの推進や人材育成等

医療関連情報の有効活用、国と県の連携の円滑化等を図るためのDXの推進のほか、人材育成、国と県との連携等の複数の対策項目に共通する横断的な支援を念頭に取組を始める。

(2) 感染拡大防止と社会経済活動のバランスを踏まえた対策の切替え

以下のアからエまでの取組により、感染拡大防止と社会経済活動のバランスを踏まえた対策の切替えを円滑に行い、町民の生命及び健康の保護と町民生活及び社会経済活動に及ぼす影響が最小となるよう対策を講ずる。

ア 可能な限り科学的根拠に基づいた対策の切替え

対策の切替えにあたっては、感染症の特徴、病原体の性状、感染症の発生状況等も含めたリスク評価を考慮する。

イ 状況の変化に基づく柔軟かつ機動的な対策の切替え

科学的知見の集積による病原体の性状の把握、ワクチンや治療薬の普及等の状況の変化や地域経済等の状況にあわせて、適切なタイミングで、柔軟かつ機動的に対策を切り替えることを基本として対応する。

ウ 対策項目ごとの時期区分

柔軟な対応が可能となるよう、対策の切替えについては、国や県のリスク評価等に応じて、個別の対策項目ごとに判断する。

エ 町民等の理解や協力を得るための情報提供・共有

平時から感染症や感染対策の基本的な知識を、学校教育の現場をはじめ様々な場面を活用して普及し、可能な限り科学的根拠に基づいた情報提供・共有により、適切な判断や行動を促せるようにする。特に特措法に基づく新型インフルエンザ等まん延防止等重点措置（以下「まん延防止等重点措置」という。）や新型インフルエンザ等緊急事態措置（以下「緊急事態措置」という。）等の強い行動制限を伴う対策を県が講ずる場合には、対策の影響を受ける町民や事業者等の状況も踏まえ、対策の内容とその科学的根拠をわかりやすく発信し、説明する。

（３）基本的人権の尊重

新型インフルエンザ等対策の実施にあたっては、基本的人権を尊重することとし、特措法による要請や行動制限等の実施にあたって、町民等の自由と権利に制限を加える場合は、その制限は当該新型インフルエンザ等対策を実施するため必要最小限のものとする^８。

新型インフルエンザ等対策の実施にあたって、法令の根拠があることを前提として、リスクコミュニケーションの観点からも、町民等に対して十分説明し、理解を得ることを基本とする。

また、感染者やその家族、医療関係者に対する誹謗中傷等の新型インフルエンザ等についての偏見・差別は、これらの方々への人権侵害であり、あってはならない。

さらに、新型インフルエンザ等対策の実施にあたっては、より影響を受けがちである社会的弱者への配慮に留意する。感染症危機にあたっては町民等の安心を確保し、新型インフルエンザ等による社会の分断が生じないように取り組む。

（４）関係機関相互の連携協力の確保

町対策本部は、県対策本部と相互に緊密な連携を図りつつ、新型インフルエンザ等対策を総合的に推進する。

新型インフルエンザ等対策に関する総合調整が必要な場合は県対策本部に要請を行う^９。

（５）高齢者施設や障がい者施設等の社会福祉施設等における対応

町は、県と連携し、感染症危機における高齢者施設や障がい者施設等において必要となる医療提供体制や感染対策等について、平時から検討し、有事に備えた研修や訓練等の準備を行う。

また、社会福祉施設は高齢者や基礎疾患を有する者が多く利用しており、感染により重症化等のリスクが高くなることも懸念されるため、有事には、病原体の性状等を踏まえ、医療機関に準じて感染対策を講ずる。

８ 特措法第５条

９ 特措法第３６条第２項

(6) 感染症危機下の災害対応

町は、県と連携し、感染症危機下の災害対応についても想定し、平時から防災備蓄や医療提供体制の強化等を進め、町を中心に避難所施設の確保等を進めることや、自宅療養者等の避難のための情報共有等の連携体制を整えること等を進める。感染症危機下で地震等の災害が発生した場合には、県と連携し、発生地域における状況を適切に把握するとともに、必要に応じ、琴浦町地域防災計画に基づく、避難所における感染症対策の強化や、自宅療養者等への情報共有、避難の支援等を速やかに行う。¹⁰

医療的ケア児者等については、個別避難計画の作成に努め、個別避難計画中に記載される避難支援等関係者の協力のもと、福祉避難所等への避難、感染症対策を実施するものとする。

(7) 記録の作成や保存

新型インフルエンザ等が発生した段階で、町対策本部における新型インフルエンザ等対策の実施に係る記録を作成し、保存し、公表する。

10 琴浦町地域防災計画 第2編-第4章-第7節

第5節 対策推進のための役割分担

(1) 国の役割

国は、新型インフルエンザ等が発生した場合は、WHO等の国際機関や諸外国との国際的な連携を確保しながら、以下のとおり自ら新型インフルエンザ等対策を的確かつ迅速に実施し、地方公共団体及び指定（地方）公共機関が実施する新型インフルエンザ等対策を的確かつ迅速に支援することにより、国全体として万全の態勢を整備する責務を有する¹¹。

- ・ 新型インフルエンザ等及びこれに係るワクチンその他の医薬品の調査や研究¹²、調査及び研究に係る国際協力を推進する¹³。
- ・ 準備期に位置付けられた新型インフルエンザ等対策の着実な実施、定期的な訓練等により対策の点検及び改善に努める。
- ・ 新型インフルエンザ等対策閣僚会議¹⁴（以下「閣僚会議」という。）及び閣僚会議を補佐する新型インフルエンザ等に関する関係省庁対策会議¹⁵（以下「関係省庁対策会議」という。）の枠組みを通じ、政府一体となった取組を総合的に推進する。
- ・ 指定行政機関は、相互に連携を図りつつ、発生段階に応じた具体的な対応をあらかじめ決定する。
- ・ 新型インフルエンザ等発生時に、政府対策本部で基本的対処方針を決定し、対策を強力に推進する。
- ・ 国民等への感染症や感染対策に関する基本的な情報の提供・共有を行う。

(2) 県及び町の役割

県及び町は、新型インフルエンザ等が発生した場合は、基本的対処方針に基づき、自らの区域に係る新型インフルエンザ等対策を的確かつ迅速に実施し、その区域において関係機関が実施する新型インフルエンザ等対策を総合的に推進する責務を有する¹⁶。

【県】

県は、特措法及び感染症法に基づく措置の実施主体としての中心的な役割を担っており、基本的対処方針に基づき、以下のとおり地域における医療提供体制の確保やまん延防止に關し的確な判断と対応を行う。

- ・ 平時において医療機関との間で病床確保、発熱外来、自宅療養者等への医療の提供、後方支援又は医療人材の派遣に関する医療措置協定を締結し、医療提供体制を整備することや、民間検査機関又は医療機関と平時に検査等措置協定を締結し、検査体制を構築する等、医療提供体制、保健所、検査体制、宿泊療養等の対応能力について、計画的に準備を行う。

11 特措法第3条第1項

12 特措法第3条第2項

13 特措法第3条第3項

14 「新型インフルエンザ等対策閣僚会議の開催について」（平成23年9月20日閣議口頭了解）に基づき開催

15 「新型インフルエンザ等に関する関係省庁対策会議の設置について」（平成16年3月2日関係省庁申合せ）に基づき開催

16 特措法第3条第4項

- ・ 感染症有事の際には、迅速に体制を移行し、感染症対策を実行する。
- ・ 保健所を設置する鳥取市、感染症指定医療機関¹⁷等で構成される鳥取県感染症対策連携協議会等を通じ、感染症法に基づく予防計画や医療法に基づく医療計画等について協議を行う。
- ・ 予防計画に基づく取組状況を毎年度進捗確認するとともに、国に報告する。
- ・ 平時から関係者が一体となって、医療提供体制の整備や新型インフルエンザ等のまん延を防止していくための取組を実施し、PDCA サイクルに基づき改善を図る。

【町】

町は、町民に最も近い行政単位であり、町民に対するワクチンの接種や、町民等の生活支援、新型インフルエンザ等の発生時の要配慮者への支援に関し、基本的対処方針に基づき、的確に対策を実施する。対策の実施にあたっては、県や近隣の市町村と緊密な連携を図る。

(3) 医療機関の役割

- ・ 医療機関は、新型インフルエンザ等による健康被害を最小限にとどめる観点から、新型インフルエンザ等の発生前から、地域における医療提供体制の確保のため、県と医療措置協定を締結し、院内感染対策の研修、訓練や個人防護具をはじめとした必要となる感染症対策物資等の確保等を推進する。
- ・ 新型インフルエンザ等の患者の診療体制を含めた業務継続計画の策定及び鳥取県感染症対策連絡協議会等を活用した地域との関係機関との連携を進める。
- ・ 新型インフルエンザ等の発生時には、感染症医療及び通常医療の提供体制を確保するため、医療機関は、医療措置協定に基づき、県からの要請に応じて、病床確保、発熱外来、自宅療養者への医療の提供、後方支援又は医療人材の派遣を行う。

(4) 指定地方公共機関の役割

指定地方公共機関は、新型インフルエンザ等が発生した場合は、特措法に基づき¹⁸、新型インフルエンザ等対策を実施する。

(5) 登録事業者

- ・ 特措法第 28 条に規定する特定接種の対象となる医療の提供の業務又は国民生活及び国民経済の安定に寄与する業務を行う事業者は、新型インフルエンザ等の発生時においても最低限の国民生活を維持する観点から、それぞれの社会的使命を果たすことができるよう、新型インフルエンザ等の発生前から、職場における感染対策の実施や重要業務の事業継続等の準備を積極的に行う。
- ・ 新型インフルエンザ等の発生時には、その業務を継続的に実施するよう努める¹⁹。

17 感染症法第 6 条第 12 項に規定する感染症指定医療機関のうち、県行動計画上では「第一種感染症指定医療機関」及び「第二種感染症指定医療機関」に限るものとする。

18 特措法第 3 条第 5 項

19 特措法第 4 条第 3 項

(6) 一般の事業者

- ・ 事業者は新型インフルエンザ等の発生に備えて、職場における感染対策を行う。
- ・ 町民等の生活及び健康に著しく重大な被害を与えるおそれのある新型インフルエンザ等の発生時には、感染防止の観点から、一部の事業を縮小することが必要な場合も想定される。特に多数の者が集まる事業を行う者については、感染防止のための措置²⁰の徹底が求められるため、平時からマスクや消毒薬等の衛生用品等の備蓄を行うように努める等の対策を行う。

(7) 町民

- ・ 町民等は、新型インフルエンザ等の発生前から、新型インフルエンザ等に関する情報や発生時にとるべき行動等、その対策に関する知識を得るとともに、平素からの健康管理に加え、基本的な対策（換気、マスク着用等の咳エチケット、手洗い、人混みを避ける等）等の個人レベルでの感染対策を実施するよう努める。
- ・ 新型インフルエンザ等の発生に備えて、個人レベルにおいてもマスクや消毒薬等の衛生用品、食料品や生活必需品等の備蓄を行うよう努める。
- ・ 新型インフルエンザ等の発生時には、発生の状況や予防接種等の実施されている対策等についての情報を得て、感染拡大を抑えるための個人レベルでの対策を実施するよう努める²¹。

20 特措法第4条第1項及び第2項

21 特措法第4条第1項

第2章 新型インフルエンザ等対策の基本項目と横断的視点

第1節 町行動計画における対策項目等

(1) 町行動計画の主な対策項目

町行動計画は、新型インフルエンザ等対策の2つの主たる目的である「感染拡大を可能な限り抑制し、町民の生命及び健康を保護する」こと及び「町民生活及び地域経済に及ぼす影響が最小とるようにする」ことを達成するための戦略を実現する具体的な対策を定めることである。

それぞれの対策の切替えのタイミングを示し、町や関係機関等においてもわかりやすく、取り組みやすいようにするため、以下の7項目を町行動計画の主な対策項目とする。

- ア 実施体制
- イ 情報提供・共有、リスクコミュニケーション
- ウ まん延防止
- エ ワクチン
- オ 保健
- カ 物資
- キ 町民の生活及び地域経済の安定の確保

(2) 対策項目ごとの目標

以下に示すアからキまでのそれぞれの対策項目の目標に基づき、対策の全体像や相互の連携を意識しながら対策を行う。

ア 実施体制

新型インフルエンザ等の発生前から、関係機関間において緊密な連携を維持しつつ、人材の確保・育成や実践的な訓練等を通じて対応能力を高めておく必要がある。新型インフルエンザ等の発生時には、平時における準備をもとに、迅速な情報収集・分析とリスク評価を行い、的確な政策判断とその実行につなげていくことで、感染拡大を可能な限り抑制し、町民等の生命及び健康を保護し、町民生活及び地域経済に及ぼす影響が最小となるようにする。

イ 情報提供・共有、リスクコミュニケーション

表現の自由に十分配慮しつつ、各種対策を効果的に行う必要があり、その時点で把握している科学的根拠等に基づいた正確な情報を迅速に提供するとともに、可能な限り双方向のコミュニケーションを行い、町民等、県、医療機関、事業者等とのリスク情報とその見方の共有等を通じて、町民等が適切に判断・行動できるようにする。

ウ まん延防止

対策の効果と影響を総合的に勘案し、新型インフルエンザ等の病原性や感染性等に関する情報や、ワクチン及び治療薬の開発や普及等の状況の変化に応じて、実施しているまん延防止対策の縮小や中止等の見直しを機動的に行う。

エ ワクチン

ワクチンの接種は、新型インフルエンザ等による健康被害や社会経済活動への影響を最小限にとどめることにつながることから、町は、国や県、医療機関や事業者、関係団体等とともに、平時から接種の具体的な体制や実施方法について準備をしておく。

新型インフルエンザ等の発生時には、国が確保し供給されるワクチンを活用し、接種にあたって、事前の計画を踏まえつつ、国及び県が示す新型インフルエンザ等に関する新たな知見を踏まえた柔軟な運用を行う。

オ 保健

町民の健康を守るために、県と連携して必要な支援を行い、感染症への理解を深め、感染拡大防止を図る。

カ 物資

町民や事業者に対し、新型インフルエンザ等の発生に備え、感染症対策物資等の備蓄を行うことを勧奨し、県と連携して有事に必要な感染症対策物資等を確保する。

キ 町民生活及び地域経済の安定の確保

新型インフルエンザ等の発生に備え、事業者や町民等に必要な準備を行うことを勧奨する。また、指定（地方）公共機関は、業務計画の策定等の必要な準備を行う。

新型インフルエンザ等の発生時には、町民生活及び地域経済活動の安定の確保に必要な対策や支援を行う。また、事業者や町民等は平時の準備をもとに、自ら事業継続や感染防止に努める。

（３）複数の対策項目に共通する横断的な視点

新型インフルエンザ等対策の実効性を向上させるため、以下のアからウまでの視点は、複数の対策項目に共通して考慮する。

ア 人材育成

感染症危機管理の対応能力を向上させるため、平時から、中長期的な視野に立って感染症危機管理に係る人材育成を継続的に行う。

- ・ リスクコミュニケーションを含め、感染症対応業務に関する研修及び訓練の実施、新型インフルエンザ等の発生時における全庁での対応体制の構築のための研修や訓練等の取組、日ごろからの感染症対応部門と危機管理部門との連携や連動等を推進する。
- ・ 新型コロナ対応の経験を有する者の知見を、他の職員にも共有する機会を設け、できる限り幅広い体制で新型インフルエンザ等に対応できるように備える。
- ・ 災害対応等における全庁体制等の近接領域でのノウハウや知見の活用も行いながら、必要な研修及び訓練や人材育成を進めることにも取り組む。

イ 県との連携

国が定める基本的な方針のもと、以下のとおり連携体制を構築しながら、県は感染症法や特措法等に基づく措置の実施主体として中心的な役割を担い、町は住民に最も近い行政単位として予防接種や住民の生活支援等の役割を担う。

- ・ 県との連携体制を平時から整える。
- ・ 県、保健所、他市町村との連携など広域的な連携についても平時から積極的に取り組む。
- ・ 新型インフルエンザ等に関するデータや情報の円滑な収集や共有・分析等に係るネットワークの構築に努める。

ウ DX（デジタル・トランスフォーメーション）の推進

町は、感染症危機管理対応において大量の情報処理が必要な場面では、情報政策部門とも

連携しつつ、DX 推進による効率化・迅速化を図る。

また、新型コロナ対応を踏まえ、新型インフルエンザ等の感染症危機管理の対応能力を向上させていくことを目指し、感染症危機対応に備えた以下のような国による DX の推進に町も協力していく。

- ・ 接種対象者の特定や接種記録の管理等の予防接種事務のデジタル化及び標準化による全国ネットワークの構築
- ・ 電子カルテ情報の標準化
- ・ 国と地方公共団体、各地方公共団体間、行政機関と医療機関等との間の情報収集・共有、分析の基盤整備
- ・ データ管理のあり方、収集された情報の利活用の促進に向けた課題の整理や検討
- ・ 新型コロナ対応での取組も踏まえた、新技術の社会実装も念頭にした対応の検討

第3章 町行動計画の実効性を確保するための取組等

第1節 町行動計画等の実効性確保

(1) EBPM（エビデンス・ベースド・ポリシー・メイキング）の考え方に基づく政策の推進

町は、感染拡大防止と社会経済活動のバランスを踏まえた対策の切替えにあたっての対応時はもとより、平時から有事までを通じて、政策効果の測定に重要な関連を持つ情報や統計等のデータを活用する EBPM の考え方に基づいて政策を実施する。

(2) 新型インフルエンザ等への備えの機運の維持

町や町民等が幅広く対応に関係した新型コロナ対応の経験を踏まえ、新型インフルエンザ等への備えの充実につながるよう、訓練や研修、啓発活動等の取組を通じて、平時から新型インフルエンザ等への備えを充実させる機運の維持を図る。

(3) 多様な主体の参画による実践的な訓練の実施

町は、訓練の実施やそれに基づく点検や改善が関係機関で継続的に取り組まれるよう、働きかけを行う。

(4) 定期的な見直し

県行動計画の改定を踏まえて、町での新型インフルエンザ等への備えをより万全なものとするために、町においても町行動計画の見直しを行う。

(5) 指定（地方）公共機関業務計画

指定（地方）公共機関においても、新型コロナ対応を振り返りつつ、新型インフルエンザ等への備えをより万全なものにする観点から、確実な業務継続のために必要な取組を検討する。こうした検討の結果や DX の推進、テレワークの普及状況等も踏まえながら業務計画の必要な見直しを行う。

第3部 新型インフルエンザ等対策の各項目の考え方及び取組

第1章 実施体制

第1節 準備期

(1) 目的

あらかじめ、関係機関の役割を整理するとともに、有事の際に機能する指揮命令系統等の構築と拡張可能な組織体制の編成及び確認、それぞれの役割を実現するための人員の整理、縮小可能な業務の整理等を行う。

また、研修や訓練を通じた課題の発見や改善、練度の向上等を図るとともに定期的な会議の開催等を通じて関係機関間の連携を強化する。

なお、取組の推進にあたっては、県、関係機関等と連携して感染症の予防等のための施策を推進する。

(2) 所要の対応

1-1 町行動計画の見直し

町は、特措法の規定に基づき、あらかじめ学識経験者の意見を聴いたうえで²²、必要に応じて新型インフルエンザ等の発生に備えた町行動計画を見直していく。

1-2 実践的な訓練の実施

町は、県行動計画の内容を踏まえ、新型インフルエンザ等の発生に備えた実践的な訓練を実施する。

1-3 地方公共団体等の行動計画等の作成や体制整備・強化

ア 町は、町行動計画を作成・変更する。町行動計画を作成・変更する際には、あらかじめ、感染症に関する専門的な知識を有する者その他の学識経験者の意見を聴く。

イ 町は、新型インフルエンザ等の発生時において強化・拡充すべき業務を実施するために必要な人員等の確保及び有事においても維持すべき業務の継続を図るため、業務継続計画を作成・変更する。

ウ 町は、新型インフルエンザ等の発生時における全庁での対応体制の構築のため、研修や訓練等の実施を行うとともに、感染症対応部門と危機管理部門との連携強化や役割分担に関する調整を行う。

エ 町は、県等と連携し、新型インフルエンザ等対策に携わる職員等の要請等を行う。

1-4 地方公共団体等の連携の強化

ア 町は、県等と相互に連携し、新型インフルエンザ等の発生に備え、平時から情報共有、連携体制の確認及び訓練を実施する。

イ 町は、新型インフルエンザの発生等に備え、県内の業界団体や関連する学会等の関係機関と情報交換等をはじめとした連携体制を構築する。

ウ 町は、第3節(対応期)3-1-3に記載している特定新型インフルエンザ等対策(特措法第2条第2号の2に規定する特定新型インフルエンザ等対策をいう。以下同じ。)の代行や応援の具体的な運用方法について、県と事前に調整し、着実な準備を始める。

22 特措法第7条第3項及び第9条第7項及び第8項

第2節 初動期

(1) 目的

準備期における検討等に基づき、必要な体制を構築するとともに、情報共有や対策の実施体制を強化し、初動期における新型インフルエンザ等対策を迅速に実施する。

(2) 所要の対応

2-1 新型インフルエンザ等の発生の疑いを把握した場合の措置

町は、国内外で新型インフルエンザ等の発生の疑いがある場合には、県と連携して、国内外における発生動向等に関する情報収集を行う。

2-2 新型インフルエンザ等の発生が確認された場合の措置

ア 町は、新型インフルエンザ等が国内外で発生した情報を探知した場合は、町対策本部を任意で設置し、全庁的な情報共有を行い、初動対応の体制を整える。

イ 厚生労働大臣が新型インフルエンザ等の発生を公表して²³ 政府対策本部が設置され県対策本部が設置されたときは、町対策本部を設置することを検討し、新型インフルエンザ等対策に係る措置の準備を始める。

ウ 町は、必要に応じて、第1節（準備期）1-3を踏まえ、必要な人員体制の強化が可能となるよう、全庁的な対応を進める。

2-3 迅速な対策の実施に必要な予算の確保

町は、国が講じる財政支援²⁴に係る所要の措置を踏まえ、対策に要する経費について、所要の予算の確保を行う²⁵。

23 感染症法第44条の2第1項、第44条の7第1項及び第44条の10第1項

24 特措法第69条、第69条の2第1項並びに第70条第1項及び第2項

25 特措法第70条の2第1項

第3節 対応期

(1) 目的

感染症危機の状況並びに町民生活及び地域経済の状況や、各対策の実施状況に応じて柔軟に対策の実施体制を整備し、見直すとともに、特に医療のひっ迫、病原体の変異及びワクチンや治療薬・治療法の開発・確立等の大きな状況の変化があった場合に、柔軟かつ機動的に対策を切り替えることで、可能な限り早期に少ない影響で感染症危機に対応することを目指す。

(2) 所要の対応

3-1 基本となる実施体制のあり方

町対策本部においては、速やかに以下の実施体制をとる。

3-1-1 対策の実施体制

ア 町は、県や保健所等と連携し、地域の感染状況について収集した情報と国や県のリスク評価を踏まえて、地域の実情に応じた適切な新型インフルエンザ等対策を実施する。

イ 町は、新型インフルエンザ等対策に携わる職員の心身への影響を考慮し、必要な対策を講ずる。

3-1-2 県による総合調整

町は、県及び関係市町村並びに関係指定（地方）公共機関が実施する本町の区域に係る新型インフルエンザ等対策に関する総合調整²⁶や、感染症法に定める入院勧告又は入院措置などに係る総合調整²⁷を行った場合は、県や関係機関と連携して新型インフルエンザ等対策を実施する。

3-1-3 職員の派遣・応援への対応

ア 町は、新型インフルエンザ等のまん延により町の全部又は大部分の事務を行うことができなくなったと認めるときは、県に対し、特定新型インフルエンザ等対策の事務の代行を要請²⁸する。

イ 町は、本町の区域に係る特定新型インフルエンザ等対策を実施するために必要があると認めるときは、他の市町村又は県に対して応援を求める²⁹。

3-1-4 必要な財政上の措置

町は、国からの財政支援を有効に活用の上、必要な予算を確保し³⁰、必要な対策を実施する

3-2 まん延防止等重点措置及び緊急事態措置

3-2-1 まん延防止等重点措置

町は、県が営業時間の変更その他の必要な措置を講ずる要請又は命令などのまん延防止等重点措置を行う場合は、対応を行う。

26 特措法第24条第1項

27 感染症法第63条の3第1項

28 特措法第26条の2第1項

29 特措法第26条の3第2項及び第26条の4

30 特措法第70条の2第1項

3-2-2 緊急事態宣言

緊急事態宣言は、緊急事態措置を講じなければ、医療提供体制の限界を超え、町民の生命及び健康を保護できず、社会混乱を招くおそれが生じる事態であることを示す。

町は、緊急事態宣言がなされた場合は、直ちに町対策本部を設置する³¹とともに、本町の区域に係る緊急事態措置を的確かつ迅速に実施するため必要があると認めるときは、緊急事態宣言に関する総合調整を行う³²。

3-3 特措法によらない基本的な感染症対策に移行する時期の体制

町は、新型インフルエンザ等緊急事態解除宣言が行われた時は、遅滞なく町対策本部を廃止する³³。

31 特措法第34条第1項

32 特措法第36条第1項

33 特措法第25条

第2章 情報提供・共有、リスクコミュニケーション

第1節 準備期

(1) 目的

町民等が可能な限り科学的根拠等に基づいて、SNS等を通じた偽情報及び誤情報に惑わされることなく適切に判断・行動できるよう、平時から普及啓発を含め、感染症対策等について適時に必要な情報提供・共有を行い、感染症に関するリテラシー³⁴を高めるとともに、町による情報提供・共有に対する認知度・信頼度の一層の向上を図る。

(2) 所要の対応

1-1 新型インフルエンザ等の発生前における町民への情報提供・共有

1-1-1 感染症に関する情報提供・共有

町は、平時から県等と連携して、感染症に関する基本的な情報、基本的な感染対策（換気、マスク着用等の咳エチケット、手洗い、人混みを避ける等）、感染症の発生状況等の情報、新型インフルエンザ等に関する情報や発生時にとるべき行動等その対策等について、以下の点に留意しつつ、町民等の理解を深めるため、各種媒体を利用し、可能な限り多言語で、継続的かつ適時に、わかりやすい情報提供・共有を行う³⁵。

- ・ 町による情報提供・共有が有用な情報源として、町民等の認知度・信頼度が一層向上するよう努める。
- ・ 個人レベルでの感染対策が社会における感染拡大防止にも大きく寄与することについて啓発する。
- ・ 保育施設や学校、職場等は集団感染が発生する等、地域における感染拡大の起点となりやすいことや、高齢者施設等は重症化リスクが高いと考えられる者の集団感染が発生するおそれがあることから、町保健衛生部局や福祉部局、教育委員会等と連携して、感染症や公衆衛生対策について丁寧に情報提供・共有を行う。
- ・ 学校教育の現場をはじめ、子どもに対するわかりやすい情報提供・共有を行う。

1-1-2 偏見・差別等に関する啓発

町は、感染症は誰でも感染する可能性があるもので、感染者その家族、所属機関、医療従事者等に対する偏見・差別は許されるものではなく、法的責任を伴い得ることや患者が受診行動を控える等、感染症対策の妨げにもなること等について啓発する³⁶。

1-2 新型インフルエンザ等の発生時における情報提供・共有体制の整備等

町は、情報提供・共有の体制整備等として、以下の取組を行う。

1-2-1 迅速かつ一体的な情報提供・共有の体制整備

ア 町は、新型インフルエンザ等の発生状況に応じて町民等へ情報提供・共有する内容について整理する。

34 健康に関する医学的・科学的な知識・情報を入手・理解・活用する能力（ヘルスリテラシー）の一環。

35 特措法第13条第1項

36 特措法第13条第2項

また、町民等が必要な情報を入手できるよう、高齢者、子ども、日本語能力が十分でない外国人、視覚や聴覚等が不自由な方への適切な配慮をしつつ、情報提供・共有する媒体や方法について整理する。

イ 町は、新型インフルエンザ等の発生時に、県や業界団体等を通じた情報提供・共有を円滑に行うことができるよう、あらかじめ双方向の情報提供・共有のあり方を整理する。

ウ 町は、個人情報やプライバシーの保護に留意しつつ、感染症対策に必要な情報提供・共有を行うため、感染症の発生状況等に関する公表基準等について、国による感染症の特徴等に応じた必要な見直し、関係法令等の解釈や運用の一層の明確化や周知を踏まえ、適切に対応する。

1－2－2 双方向のコミュニケーションの体制整備や取組の推進

町は、新型インフルエンザの発生時に町民等からの相談に応じるため、県からの要請を受けて、総合相談窓口の設置を準備する。

第2節 初動期

(1) 目的

町民等が可能な限り科学的根拠等に基づいて、SNS等を通じた偽情報及び誤情報に惑わされることなく適切に判断・行動できるよう、町民等の関心事項等を踏まえつつ、その時点で把握している科学的根拠等に基づいた最新情報について、当該感染症に関する全体像がわかるよう、様々な場面でグラフ・図・表等を用いてポイントを押さえた情報発信を行う。

(2) 所要の対応

町は、国や県等から提供された、その時点で把握している科学的根拠等に基づき、新型インフルエンザ等の特性、国内外における発生状況、有効な感染防止対策等について、当該感染症に関する全体像がわかるよう、町民等に対し、以下のとおり情報提供・共有する。

2-1 迅速かつ一体的な情報提供・共有

ア 町は、町民等が必要な情報を入手できるよう、高齢者、こども、日本語能力が十分でない外国人、視覚や聴覚等が不自由な方等への適切な配慮をしつつ、理解しやすい内容や方法での情報提供・共有を行う。

イ 町は、国や県等と連携して、町民等に対し、感染症の特徴や発生状況等の科学的知見等について、わかりやすく情報提供・共有を行う。

ウ 町は、準備期にあらかじめ整理された情報提供・共有のあり方を踏まえ、県や業界団体等を通じた情報提供・共有を行う。

エ 町は、個人情報やプライバシーの保護に留意しつつ、感染症対策に必要な情報提供・共有を行うため、新型インフルエンザ等の発生状況等に関する公表基準等について、国による感染症の特徴等に応じた必要な見直し、関係法令等の解釈や運用の明確化や周知を踏まえ、適切に対応する。

2-2 双方向のコミュニケーションの実施

町は、県からの要請を受けて相談窓口を設置し、町民等からの相談に応じる。

2-3 偏見・差別等や偽情報への対応

町は、感染症は誰でも感染する可能性があるもので、感染者やその家族、所属機関、医療従事者等に対する偏見・差別等は許されるものではなく、法的責任を伴い得ることや、患者が受診行動を控える等感染症対策の妨げにもなること等について、その状況を踏まえつつ、適切に情報提供・共有する。

あわせて、偏見・差別等に関する国、県等の各種相談窓口に関する情報を整理し、町民等に周知する。

第3節 対応期

(1) 目的

町民等が可能な限り科学的根拠等に基づいて、SNS等を通じた偽情報及び誤情報に惑わされることなく新型インフルエンザ等対策に対する理解を深め、リスク低減のパートナーとして適切に判断・行動できるよう、町民等の関心事項等を踏まえつつ、その時点で把握している科学的根拠等に基づいた最新情報について、対策の決定プロセスや理由、実施主体等も明確にしながら、様々な場面でグラフ・図・表等ポイントを押さえた情報発信を行う。

(2) 所要の対応

町は、初動の2-1から2-3の対応を継続するとともに、病原体の性状（病原性、感染性、薬剤感受性等）が明らかになった状況に応じて、以下のとおり対応する。

なお、県による「新型コロナ警報」、「感染拡大情報」のような確保病床稼働率や感染動向に基づく指標で呼びかけることも個人レベルでの感染対策の一助として有効な手法である。

3-1 封じ込めを念頭に対応する時期

町民等の感染拡大防止措置に対する理解・協力を得るため、病原体の性状（病原性、感染性、薬剤感受性等）等について限られた知見しか把握していない場合は、その旨を含め、以下の点について丁寧に説明する。

- ・ 町民の不安が高まり、感染者等に対する偏見・差別等が助長される可能性があることから、偏見・差別が許されないことや感染症対策の妨げにもなること
- ・ 個人レベルでの感染対策が社会における感染拡大防止にも大きく寄与すること
- ・ 県が不要不急の外出や都道府県間の移動等の自粛を求める際には、それらの行動制限が早期の感染拡大防止に必要なものであること
- ・ 事業者においても速やかな感染拡大防止対策の取組が早期の感染拡大防止に必要であること

3-2 病原体の性状等に応じて対応する時期

3-2-1 病原体の性状等を踏まえたリスク評価に基づく対策の説明

町民等が適切に対応できるよう、その時点で把握している科学的知見等に基づく感染拡大防止措置等について、従前からの変更点や変更理由等を含め、わかりやすく説明を行う。

3-2-2 こどもや若者、高齢者等が重症化しやすい場合の対応の説明

特に影響の大きい年齢層に対し、重点的に可能な限り双方向のリスクコミュニケーションを行いつつ、リスク情報とその見方の共有等を通じ、当該対策について、理解・協力を得る。

3-3 特措法によらない基本的な感染症対策に移行する時期

ワクチン等により免疫の獲得が進むこと、病原体の変異により病原性や感染性等が低下すること及び新型インフルエンザ等への対応力が一定水準を上回ることにより、特措法によらない基本的な感染症対策へと移行していく段階では、平時への移行に伴い留意すべき点（感染対策の見直し等）について、丁寧に情報提供・共有を行う。

また、個人の判断に委ねる感染症対策に移行することに不安を感じる層がいることが

考えられるため、可能な限り双方向のリスクコミュニケーションを行いつつ、リスク情報とその見方の共有等を通じ、当該対策について、理解・協力を得る。また、順次広報体制の縮小を行う。

第3章 まん延防止

第1節 準備期

(1) 目的

新型インフルエンザ等の発生時に、確保された医療提供体制で対応できるレベルに感染拡大のスピードやピークを抑制することで、町民の生命及び健康を保護する。

また、有事におけるまん延防止対策への協力を得るとともに、まん延防止対策による社会的影響を緩和するため、町民や事業者の理解促進に取り組む。

(2) 所要の対応

1-1 対策の実施に係る参考指標等

町は、対策の実施等にあたり参考とするべき指標やデータ等の内容、取得方法、取得時期等に係る国や県の検討状況について把握し、整理しておく。

1-2 新型インフルエンザ等の発生時の対策強化に向けた理解や準備の促進等

ア 町は、町行動計画に基づき、新型インフルエンザ等対策として想定される対策の内容やその意義について周知広報を行う。

その際、新型インフルエンザ等のまん延を防止し、町民の生命及び健康を保護するためには町民一人ひとりの感染対策への協力が重要であることや、実践的な訓練等を行うことの必要性について理解促進を図る。

イ 町、県、学校等は、換気、マスク着用等の咳エチケット、手洗い、人混みを避ける等の基本的な感染対策の普及を図る。

ウ 町は、まん延防止等重点措置による休業要請、新型インフルエンザ等緊急事態³⁷における緊急事態措置による不要不急の外出の自粛要請や施設の使用制限の要請等の新型インフルエンザ等の発生時に実施され得る個人や事業者におけるまん延防止対策への理解促進を図る。

37 特措法第32条第1項に規定する新型インフルエンザ等緊急事態をいう。以下同じ。

第2節 初動期

(1) 目的

新型インフルエンザ等の発生時に、まん延防止対策の適切かつ迅速な実施により感染拡大のスピードやピークを抑制し、医療提供体制等の整備を図るための時間を確保するとともに、ピーク時の受診患者数や入院患者数等を減少させ、確保された医療提供体制で対応可能となるようにするため、町内でのまん延の防止やまん延時に迅速な対応がとれるよう準備等を行う。

(2) 所要の対応

2-1 町内でのまん延防止対策の準備

町は、業務継続計画に基づく対応の準備を行う。

第3節 対応期

(1) 目的

新型インフルエンザ等の感染拡大のスピードやピークを抑制するため、まん延防止対策を講ずることで、医療のひっ迫を回避し、町民の生命及び健康を保護する。その際町民生活や社会経済活動への影響も十分考慮する。

また、準備期で国や県において検討された指標やデータ等を活用しながら、緊急事態措置をはじめとする対策の効果及び影響を総合的に勘案し、柔軟かつ機動的に対策を切り替えていくことで、町民生活や社会経済活動の影響の軽減を図る。

(2) 所要の対応

3-1 まん延防止対策の内容

町内における感染状況を踏まえ、国や県等による情報の分析やリスク評価も参考に、感染症の特徴や病原体の性状（病原性、感染性、薬剤感受性等）、変異の状況、感染状況及び町民の免疫獲得の状況等に応じた以下の適切なまん延防止対策を講ずる。

なお、まん延防止対策を講ずるに際しては、町民生活や社会経済活動への影響も十分考慮する。

3-1-1 患者や濃厚接触者への対応

町は、地域の感染状況等に応じて、感染症法に基づき、県等が行う患者への対応（入院勧告・措置等）³⁸や患者の同居者等の濃厚接触者への対応（外出自粛要請等）³⁹等の措置を行う。

3-1-2 患者や濃厚接触者以外の住民に対する要請等

3-1-2-1 基本的な感染対策に係る要請等

町は、国や県と連携し、町民等に対し、換気、マスク着用等の咳エチケット、手洗い、人混みを避ける等の基本的な感染対策、時差出勤やテレワーク、オンライン会議の活用等の取組を勧奨し、必要に応じその徹底を要請する。

3-1-3 学校等に対する要請

3-1-3-1 学級閉鎖・休校等の要請

町は、感染状況、病原体の性状（病原性、感染性、薬剤感受性等）等を踏まえ、必要に応じて、学校・保育施設等における感染対策の実施に資する情報提供・共有を行う。

また、町は臨時休業等を地域の感染状況等に鑑み適切に行うよう学校の設置者等に要請する。

38 感染症法第26条第2項の規定により準用する感染症法第19条

39 感染症法第44条の3第1項

第4章 ワクチン

第1節 準備期

(1) 目的

新型インフルエンザ等が発生した場合に円滑な接種を実現するために、国、県等とともに必要な準備を行う。

(2) 所要の対応

1-1 基準に該当する事業者の登録等（特定接種⁴⁰の場合）

国は、特定接種の基本的考え方を踏まえ、対象となる登録事業者及び公務員の詳細について定めておくこととしており、町はその方針に従って対応する。

1-1-1 登録事業者の登録

国は、特定接種の対象事業者の登録を進めることとしており、町はそれに協力する。

1-2 接種体制の構築

1-2-1 接種体制

町は、国の方針を踏まえ、医師会等の関係者と連携して、接種に必要な人員、会場、資材等を含めた接種体制の構築に必要な訓練を平時から行う。

1-2-2 特定接種

新型インフルエンザ等対策の実施に携わる地方公務員については、原則として集団的な接種により接種を実施することとなるため、接種が円滑に行えるよう準備期から接種体制の構築のため、町は県と連携して対応する。

1-2-3 住民接種

町は、国の方針に従い、平時から以下のアからウまでのとおり迅速な予防接種等を実現するための準備を行う。

ア 町は、国等の協力を得ながら町内に居住する者に対し、速やかにワクチンを接種するための体制の構築を図る⁴¹。

(ア) 町は、準備期の段階から、初動期や対応期に求められる対応を想定し、パンデミック時にワクチン接種の円滑な実施が可能となるよう、以下に列举する事項等の接種に必要な資源等を明確にした上で、医療機関や医療従事者、社会福祉施設と事前に協議を行っておくほか、接種体制について検討を行う。

40 特措法第28条の規定に基づき、医療の提供並びに国民生活及び国民経済の安定を確保するために行うものであり、国がその緊急の必要があると認めるときに、臨時に行われる予防接種という。特定接種の対象となり得る者は、

① 医療の提供の業務又は国民生活及び国民経済の安定に寄与する業務を行う事業者であって厚生労働大臣の登録を受けているもの（以下「登録事業者」という。）のうちこれらの業務に従事する者（厚生労働大臣の定める基準に該当する者に限る。）

② 新型インフルエンザ等対策の実施に携わる国家公務員

③ 新型インフルエンザ等対策の実施に携わる地方公務員

41 予防接種法第6条第3項

また、必要に応じ、接種会場において円滑な接種を実施できるよう接種の流れを想定するなど、接種体制の構築に向けた訓練を平時から行う。

- a 接種対象者数
- b 地方公共団体の人員体制の確保
- c 医師、看護師、受付担当者等の医療従事者等の確保
- d 接種場所の確保（医療機関、保健所、保健センター、学校等）及び運営方法の策定
- e 接種に必要な資材等の確保
- f 国、県及び市町村間や、医師会等の関係団体への連絡体制の構築
- g 接種に関する町民等への周知方法の策定

- (イ) 町は、医療従事者や高齢者施設の従事者、高齢者等の接種対象者数を推計しておく等、住民接種の想定を行う。また、高齢者支援施設等の入所者など、接種会場での接種が困難な者が接種を受けられるよう、福祉及び保健関係課で連携し、これらの者への接種体制を検討する。

対象者	接種対象者試算 (住民基本台帳登録者数より)	備考
総人口	登録者数	A
基礎疾患患者	登録者数の 7 %	B
妊婦	母子健康手帳届出数	C
幼児	1～6 歳未満の登録者数	D
乳児	1 歳未満の登録者数	E1
乳児保護者	1 歳未満の登録者数 × 2	E2
小学生～高校生相当	6～18 歳未満の登録者数	F
高齢者	65 歳以上の登録者数	G
成人	A の人数から、B～G までの合計者数を除いた人数	H

- (ウ) 町は、医療従事者の確保について、接種方法（集団接種・個別接種）や会場の数、開設時間の設定等により、必要な医療従事者の数や期間が異なることから、接種方法等に応じ、必要な医療従事者数を算定する。

特に、接種対象者を 1 か所に集めて実施する集団接種においては、多くの医療従事者が必要であることから、町は、医師会等の協力を得てその確保を図り、個別接種、集団接種いずれの場合も、医師会や医療機関等との協力の下、接種体制が構築できるよう、事前に合意を得る。

- (エ) 町は、接種場所の確保について、各接種会場の対応可能人数等を推計するほか、各接種会場について、受付場所、待合場所、問診を行う場所、接種を実施する場所、経過観察を行う場所、応急処置を行う場所、ワクチンの保管場所及び調剤場所、接種の実施に当たる人員の配置のほか、接種会場の導線に交差がなく、かつ、それぞれの場所で接種対象者の滞留や負担が生じないよう配置を検討する。

イ 円滑な接種の実施のため、本町以外の地方公共団体における接種を可能にするよう取組みを進める。

ウ 速やかに接種できるよう、医師会等の医療関係者や学校関係者等と協力し、接種に携わる医療従事者等の体制や、接種の場所、接種の時期の周知・予約等の接種の具体的な実施方法について準備を進める。

1－2－4 住民外接種

ワクチンの普及等の状況の変化や地域経済の影響等を観察しつつ、必要に応じて町内に長期滞在する者や町内事業所に勤務する者等、住民以外の者に対するワクチン接種の検討及び準備を進める。

1－3 情報提供・共有

町は、国や県と連携して予防接種への理解を深める啓発、ワクチンの役割や有効性及び安全性、供給体制・接種体制、接種対象者、接種順位のあり方等の情報提供・共有を行い、町民等の理解促進を図る。

1－4 DXの推進

町は、国が構築する接種記録、ワクチンの分配、副反応報告等に係るシステム等を活用し、円滑な接種につなげる。

第２節 初動期

（１）目的

開発・製造されたワクチンの確保・供給を受け、町、県、医療関係者等が連携して接種体制を構築し、速やかな予防接種へとつなげる。

（２）所要の対応

２－１ 国の対応

国は、ワクチンの研究開発の支援、ワクチンや接種に必要な資材の確保、特定接種や住民接種に必要な準備等を進めるとともに、県及び市町村に対して情報提供・共有を行うこととしている。

２－２ 接種体制の構築

町は、接種会場や接種に携わる医療従事者等の確保等、接種体制の構築を行う。

第3節 対応期

(1) 目的

あらかじめ準備期に計画した接種体制に基づき、ワクチンの接種を実施する。また、実際の供給量や医療従事者等の体制等を踏まえ関係者間で随時の見直しを行い、柔軟な運用が可能な体制を維持する。

(2) 所要の対応

3-1 国の対応

国は、流行株に対するワクチンの有効性及び安全性の評価、ワクチンや接種に必要な資材の供給、ワクチン等が不足することが見込まれる場合におけるワクチン等の製造事業者等への生産促進の要請等を行うこととしている。

3-2 接種体制

町は、初動期に構築した接種体制に基づき接種を行うが、国は、新型インフルエンザ等の流行株が変異した場合に、追加接種の必要がないか速やかに抗原性の評価等を行い検討することとしており、町は、追加接種する場合においても、混乱なく円滑に接種が進められるように国や県、医療機関と連携して接種体制の継続的な整備に努める。

3-2-1 特定接種

町は、国の特定接種の実施方針を踏まえ、国や県と連携し、新型インフルエンザ等対策の実施に携わる地方公務員の対象者に集団的な接種を行うことを基本として、本人の同意を得て特定接種を行う。

3-2-2 住民接種

3-2-2-1 予防接種の準備

国は、接種の順位に係る基本的な考え方に加え、重症化しやすい特定のグループ等の発生した新型インフルエンザ等の病原性等に関する情報を踏まえ、住民の接種順位を決定することとしており、町は国や県と連携して、発生した新型インフルエンザ等の特徴を踏まえ、予防接種⁴²の準備を開始する。

3-2-2-2 予防接種体制の構築

町は、国や県と連携し、準備期及び初動期に整理・構築した接種体制に基づき、具体的な接種体制の構築を進める。

3-2-2-3 接種に関する情報提供・共有

町は、予約受付体制を構築し、接種を開始するとともに、接種に関する情報提供・共有を行う。

3-2-2-4 接種体制の拡充

町は、感染状況を踏まえ、必要に応じて医療機関以外の接種会場の増設等を検討する。
また、高齢者施設等の入居者等の接種会場での接種が接種を受けられるよう、医師会等の関係団体と連携し、接種体制を確保する。

42 予防接種法第6条第3項

3-2-2-5 接種記録の管理

町は、地方公共団体間で接種歴を確認し、接種誤りを防止できるよう、また、接種を受けた者が当該接種に係る記録を閲覧できるよう、システムを活用して接種記録の適切な管理を行う。

3-3 健康被害に対する速やかな救済

町は、国や県と連携し、予防接種の実施により健康被害が生じたおそれがある者について、速やかに救済を受けられるように、制度の周知を徹底するとともに、申請者が急増した場合には、体制強化を図り、迅速な救援に取り組む。

3-4 情報提供・共有

町は、国や県と連携し、予防接種の意義や制度の仕組み等予防接種やワクチンへの理解を深めるための啓発を行うとともに、ホームページ等での情報発信により、予防接種に係る必要な情報を積極的に発信する。

また、町が実施する予防接種に係る情報（接種日程、会場、副反応疑い報告や健康被害救済申請の方法等）に加え、国が情報提供・共有する予防接種に係る情報について、町民への周知・共有を行う。

第5章 保健

第1節 準備期

(1) 目的

町は、感染症等により、感染症の発生情報や地域における医療の提供状況等の情報等を収集する体制を平時から構築する。

また、感染症危機発生時に備えた研修や訓練の体系的な実施、感染症危機に対する迅速かつ適切な危機管理を行うことができる人材の中長期的な育成、感染症危機管理に必要な機器及び機材の整備、物品の備蓄等を行う。

(2) 所要の対応

1-1 人材の確保

町は、感染症危機管理対応に必要な人材を確保するとともに、県からの応援派遣等について協力を行う。

1-2 業務継続計画を含む体制の整備

町は、優先的に取り組むべき業務の継続のために必要な体制をあらかじめ想定し業務継続計画を策定するなど体制の整備を行う。また、有事における業務体制に円滑に移行できるよう、平時から ICT や外部委託の活用等により、業務の効率化を図る。

1-3 研修・訓練等を通じた人材育成及び連携体制の構築

1-3-1 研修・訓練の実施

町は、新型インフルエンザ等の発生に備え、国や県の研修等を積極的に活用しつつ人材の育成に努める。

また、速やかに感染症有事体制に移行するため、全庁的な研修・訓練を実施するなど、感染症危機への対応能力の向上を図る。

1-3-2 多様な主体との連携体制の構築

町は、新型インフルエンザ等の発生に備え、県や他市町村、消防機関等関係機関との連携を強化する。

1-4 地域における情報提供・共有、リスクコミュニケーション

ア 町は、国や県から提供された感染症に関する情報や媒体を活用しながら、地域の実情に応じた方法で、町民等に対して情報提供・共有を行う。

また、町民等への情報提供・共有方法や、町民等向けの相談窓口等の設置をはじめとした相談体制の整備方法、リスクコミュニケーションのあり方等について、あらかじめ検討を行い、有事に速やかに感染症情報の町民等向けへの情報提供・共有体制を構築できるようにする。

イ 町は、感染症情報の共有にあたり、情報の受取手である町民等と可能な限り双方向のコミュニケーションに基づいたリスクコミュニケーションを適切に行うことができるよう、町民等が必要とする情報を把握し、更なる情報提供・共有に活かす方法等を整理する。

ウ 町は、感染症は誰でも感染する可能性があるもので、感染者やその家族、所属機関、医療従事者等に対する偏見・差別等は許されるものではなく、法的責任を伴い得るこ

とや、患者が受診行動を控える等感染症対策の妨げにもなること等について啓発する⁴³。

エ 町は、県等と連携し、高齢者、こども、日本語能力が十分でない外国人、視覚や聴覚等が不自由な方等の情報共有にあたって配慮が必要な者に対しても、有事に適時適切に情報共有ができるよう、平時における感染症情報の共有においても適切に配慮する。

43 特措法第13条第2項

第2節 初動期

(1) 目的

町は、新型インフルエンザ等感染症等に係る発生等の公表後に迅速に対応できるようにする。

また、町民等に対しても、新型インフルエンザ等に位置づけられる可能性がある感染症の町内での発生を想定したリスクコミュニケーションを開始することにより、地域の協力を得ながら感染拡大のリスクを低減する。

(2) 所要の対応

2-1 有事体制への移行準備

町は、感染症有事体制を構成する人員の参集や感染症の特徴や病原体の性状（病原性、感染し、薬剤感受性等）を踏まえた必要な物資・資機材の調達の準備等感染症有事体制への移行準備を進める。

2-2 町民等への情報提供・共有の開始

町は、発生国・地域からの帰国者等や有症状者等に対して、必要に応じて適時に感染症指定医療機関への受診につながるよう周知する。

また、国が設置した情報提供のためのホームページ等の町民等への周知、Q&Aの公表、町民向けの相談窓口等の設置等を通じて、町民等に対する速やかな情報提供・共有体制を構築するとともに、双方向的にコミュニケーションを行い、リスク情報とその見方や対策の意義を共有する。

第3節 対応期

(1) 目的

新型インフルエンザ等の発生時に、準備期に整理した関係機関等との連携体制に基づきそれぞれの役割を果たすとともに、地域の関係機関が連携して感染症危機に対応することで、町民等の生命及び健康を保護する。

その際、感染症の特徴や病原体の性状（病原性、感染性、薬剤感受性等）、感染状況等を踏まえ、地域の実情に応じた柔軟な対応が可能となるようにする。

(2) 所要の対応

3-1 有事体制への移行

ア 町は、県から応援職員の派遣要請があった場合は派遣を行い、県の感染症有事体制を支援する。

イ 町は、新型インフルエンザ等の発生状況等に対する住民の理解の促進を図るために必要な情報を県と共有する⁴⁴。

3-2 主な対応業務の実施

町は、県、医療機関、消防機関等の関係機関と連携して以下に記載する感染症対応業務を実施する。

3-2-1 健康観察及び生活支援

ア 町は、県が行う新型インフルエンザ等の患者やその濃厚接触者に対する健康観察に協力する。

イ 町は、必要に応じ、患者やその濃厚接触者に関する情報等を県と共有し、県が行う食事の提供等の当該患者やその濃厚接触者が日常生活を営むために必要なサービスの提供又はパルスオキシメーター等の物品の支給に協力する。

3-2-2 情報提供・共有、リスクコミュニケーション

ア 町は、感染が拡大する時期にあつては、新型インフルエンザ等に関する情報や発生時にとるべき行動等の新型インフルエンザ等の対策等について、町民等の理解を深めるため、町民等に対し、わかりやすく情報提供・共有を行う。

イ 町は、高齢者、こども、日本語能力が十分でない外国人、視覚や聴覚等が不自由な方等の情報共有にあたって配慮が必要な者のニーズに応えられるよう、県と連携のうえ、適切な配慮をしつつ、理解しやすい内容や方法で感染症対策や各種支援策の周知広報等を行う。

3-3 感染状況に応じた取組

3-3-1 流行初期

3-3-1-1 迅速な対応体制への移行

町は、流行開始を目途に感染症有事体制へ切り替えるとともに、県から応援派遣要請があった場合は協力を行う。

44 感染症法第16条第2項及び第3項

3-3-2 流行初期以降

3-3-2-1 流行状況や業務負荷に応じた体制の見直し

ア 町は、感染症対応業務について、準備期に整備・整理した組織・業務体制や役割分担等に基づき関係機関と連携して行うとともに、感染症の特徴や病原体の性状（病原性、感染性、薬剤感受性等）感染状況等を踏まえ対応方針の変更について検討し、国からの対応方針の変更が示された場合は、地域の実情や本庁の業務負荷等も踏まえて体制の見直し、感染症対応業務の対応の変更を適時適切に行う。

イ 町は、引き続き、必要に応じて人員の確保を行う。

ウ 町は、自宅療養の実施にあたっては、県と連携し食事の提供等を実施するとともに、自宅療養者の状況に応じて、買い物支援等を実施する。

3-3-3 特措法によらない基本的な感染症対策に移行する時期

町は、国からの要請も踏まえて、感染症の特徴や病原体の性状（病原性、感染性、薬剤感受性等）、流行状況等を踏まえ、地域の実情に応じ、有事の体制等の段階的な縮小について検討を行い実施する。

また、特措法によらない基本的な感染症対策への移行に伴い留意すべき点（感染対策の見直し等）及びこれに伴う新型インフルエンザ等対策の対応の縮小について、町民等に対し、丁寧に情報提供・共有を行う。

第6章 物資

第1節 準備期及び初動期

(1) 目的

感染症対策物資等は、有事に、ワクチン接種等を円滑に実施するために欠かせないものである。そのため、町は、感染症対策物資等の備蓄の推進等⁴⁵の必要な準備を適切に行うことにより、有事に必要な感染症対策物資等が確保できるようにする。

(2) 所要の対応

1-1 感染症対策物資等の備蓄等

町は、政府行動計画、県行動計画、町行動計画に基づき、その所掌事務又は業務に係る新型インフルエンザ等対策の実施に必要な感染症対策物資等を備蓄等するとともに、定期的に備蓄状況等を確認する⁴⁶。

なお、上記の備蓄については、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第49条の規定による物資及び資材の備蓄と相互に兼ねることができる⁴⁷。

45 備蓄等にあたっては使用推奨期限等に留意すること。

46 特措法第10条

47 特措法第11条

第2節 対応期

(1) 目的

感染症対策物資等の不足により、町民等の生命及び健康への影響が生じることを防ぐことが重要であり、町は、国、県と連携して、準備期及び初動期に引き続き、有事に必要な感染症対策物資等を確保する。

(2) 所要の対応

2-1 不足物資の供給等適正化

町は、新型インフルエンザ等緊急事態において、その備蓄する物資及び資材の供給に関し、県等と相互に協力するよう努める。

第7章 町民生活及び地域経済の安定の確保

第1節 準備期

(1) 目的

事業者や町民等に対し、適切な情報提供・共有を行い、まん延防止に関する措置により町民生活及び社会経済活動に大きな影響が及ぶ可能性があることを踏まえ、必要な準備を行うことを推奨することで、新型インフルエンザ等の発生時に町民生活及び社会経済活動の安定を確保するための体制及び環境を整備する。

(2) 所要の対応

1-1 情報共有体制の整備

町は、新型インフルエンザ等対策の実施にあたり、関係機関との連携や庁内での連携のため、必要となる情報共有体制を整備する。

1-2 支援の実施に係る仕組みの整備

町は、国や県と連携して、新型インフルエンザ等の発生時の支援の実施に係る行政手続や支援金等の給付・交付等について、DXを推進し、適切な仕組みの整備を行う。

その際は、高齢者やデジタル機器に不慣れな方や外国人等も含め、支援対象に迅速に網羅的に情報が届くようにすることに留意する。

1-3 物資及び資材の備蓄

ア 町は、町行動計画に基づき、感染症対策物資等のほか、その所掌事務又は業務に係る新型インフルエンザ等対策の実施にあたり、必要な食料品や生活必需品等を備蓄する。

なお、上記の備蓄については、災害対策基本法第49条の規定による物資及び資材の備蓄と相互に兼ねることができる。

イ 町は、事業者や町民に対し、新型インフルエンザ等の発生に備え、マスクや消毒薬等の衛生用品、食料品や生活必需品等の備蓄を行うことを推奨する。

1-4 生活支援を要する者への支援等の準備

町は、国からの要請を踏まえ、新型インフルエンザ等の発生時における高齢者、障がい者等の要配慮者等への生活支援（見回り、介護、訪問診療、食事の提供等）、搬送、死亡時の対応等について、県と連携し要配慮者の把握とともにその具体的手続を決めておく。

要配慮者の把握にあたっては、区長、民生委員、社会福祉協議会とも連携を行うものとする。

1-5 火葬体制の整備

町は、国や県と連携し、火葬又は埋葬を円滑に行うための体制を整備する。

第2節 初動期

(1) 目的

新型インフルエンザ等の発生に備え、必要な対策の準備等を行い、事業者や町民等に、事業継続のための感染対策等の必要となる可能性のある対策の準備等を呼びかける。

また、新型インフルエンザ等が発生した場合には、状況に応じ、商工団体等と協議・連携しながら速やかに所要の対応を行い、町民生活及び社会経済活動の安定を確保する。

(2) 所要の対応

2-1 事業継続に向けた準備等の要請

町は、国や県と連携して、必要に応じ、新型インフルエンザ等の発生に備え、事業者に対し、自らの業態を踏まえ、感染拡大防止に必要な対策等の準備をするよう要請する。

2-2 生活関連物資等の安定供給に関する町民等及び事業者への呼びかけ等

町は、国や県と連携して、町民等に対し、生活関連物資等（食料品や生活必需品その他の町民生活との関連性が高い物資をいう。以下同じ。）の購入にあたっての消費者としての適切な行動を呼びかける。

2-3 遺体の火葬・安置

町は、火葬場の火葬能力の限界を超える事態が起こった場合に備え、一時的に遺体を安置できる施設等の確保ができるよう準備を行う。

第3期 対応期

(1) 目的

準備期での対応をもとに、各主体がそれぞれの役割を果たすことにより、町民生活及び社会経済活動の安定を確保するための取組を行う。

また、新型インフルエンザ等及び新型インフルエンザ等のまん延防止に関する措置により生じた影響を緩和するため、必要な支援及び対策を行う。

指定（地方）公共機関及び登録事業者は、新型インフルエンザ等の発生時において、新型インフルエンザ等対策の実施や自らの事業を継続することにより、町民生活及び社会経済活動の安定の確保に努める。

(2) 所要の対応

3-1 町民生活の安定の確保を対象とした対応

3-1-1 生活関連物資等の安定供給に関する町民等及び事業者への呼びかけ

町は、国や県と連携して、町民等に対し、生活関連物資等の購入にあたっての消費者としての適切な行動を呼びかける。

3-1-2 心身への影響に関する施策

町は、国や県と連携して、新型インフルエンザ等及び新型インフルエンザ等のまん延防止に関する措置により生じ得る心身への影響を考慮し、必要な施策（自殺対策、メンタルヘルス対策、孤独・孤立対策、高齢者のフレイル予防、こどもの発達・発育に関する影響への対応等）を講ずる。

3-1-3 生活支援を必要とする者への支援

町は、高齢者、障がい者等の要配慮者等に必要に応じ生活支援（見回り、介護、訪問診療、食事の提供等）、搬送、死亡時の対応等を行う。

3-1-4 教育及び学びの継続に関する支援

町は、国や県と連携して、新型インフルエンザ等対策として、学校の使用の制限⁴⁸やその他長期間の学校の臨時休業の要請等がなされた場合は、必要に応じ、教育及び学びの継続に関する取組等の必要な支援を行う。

3-1-5 生活関連物資等の価格の安定

ア 町は、国や県と連携して、町民生活及び地域経済の安定のために、物価の安定及び生活関連物資等の適切な供給を図る必要があることから、生活関連物資等の価格が高騰しないよう、また、買い占めや売り惜しみが生じないよう、必要に応じ、関係業界団体等に対して供給の確保や便乗値上げの防止等の要請を行う。

イ 町は、国や県と連携して、生活関連物資等の受給・価格変動や実施した措置の内容について、町民等への迅速かつ的確な情報共有に努めるとともに、必要に応じ、町民等からの相談窓口・情報収集窓口の充実を図る。

ウ 町は、国や県と連携し、生活関連物資等の価格の高騰又は供給不足が生じ、又は生じるおそれがあるときは、町行動計画に基づき、適切な措置を講ずる。

48 特措法第45条第2項

エ 町は、国や県と連携して、新型インフルエンザ等緊急事態において、町民生活との関連性が高い物資若しくは役務又は地域経済上重要な物資若しくは役務の価格の高騰又は供給不足が生じ、又は生じるおそれがあるときは、生活関連物資等の買占め及び売惜しみに対する緊急措置に関する法律（昭和 48 年法律第 48 号）、国民生活安定緊急措置法（昭和 48 年保立大 121 号）、物価統制令（昭和 21 年勅令第 118 号）その他の法令の規定に基づく措置その他適切な措置を講ずる⁴⁹。

3-1-6 埋葬・火葬の特例等

町は、県と連携して、必要に応じて次の対応を行う。

ア 町は、県からの要請があった場合は、可能な限り火葬炉を稼働させるよう協力する。

イ 町は、死亡者が増加し、火葬能力の限界を超えることが明らかになり、県から要請があった場合は、一時的に遺体を安置する施設等を直ちに確保する。

ウ 国が、新型インフルエンザ等緊急事態において、埋葬又は火葬を円滑に行うことが困難であり、緊急の必要があると認めるときに、当該市町村以外の市町村による埋葬又は火葬の許可等の埋葬及び火葬の手続の特例を定めた場合は、それらの手続を行う。

3-1-7 感染性廃棄物の処理

医療機関等から大量に発生する感染性廃棄物については、その処理業者が優先的な処理を行うとともに、町は県と連携し、必要に応じ一般廃棄物処理施設での処理も含めて円滑な処理が図られるよう対策を講じる。

3-2 社会経済活動の安定の確保を対象とした対応

3-2-1 事業継続に関する事業者への要請等

町は、国や県と連携して、事業者に対し、従業員の健康管理を徹底するとともに、事業所や職場における感染防止対策の実施を要請する。

3-2-2 町は、国や県と連携し、新型インフルエンザ等及び新型インフルエンザ等のまん延の防止に関する措置による事業者の経営及び町民生活への影響を緩和し、町民生活及び地域経済の安定を図るため、当該影響を受けた事業者を支援するために必要な財政上の措置その他必要な措置を、公平性にも留意し、効果的に講ずる⁵⁰。

3-2-3 地方公共団体による町民生活及び地域経済の安定に関する措置

水道事業者は、水を安定的かつ適切に供給するため、必要な措置を講ずる。

49 特措法第 59 条

50 特措法第 63 条の 2 第 1 項

用語集

用語	内容
医療計画	医療法第 30 条の 4 第 1 項の規定に基づき県が定める医療提供体制の確保を図るための計画。
医療措置協定	感染症法第 36 条の 3 第 1 項に規定する県と当該県知事が管轄する区域内にある医療機関との間で締結される協定。
患者	新型インフルエンザ等感染症の患者（新型インフルエンザ等感染症の疑似症患者であって当該感染症にかかっていると疑うに足る正当な理由があるもの及び無症状病原体保有者を含む。）、指定感染症の患者又は新感染症の所見がある者。
感染症危機	町民の大部分が現在その免疫を獲得していないこと等から、新型インフルエンザ等が全国的かつ急速にまん延し、町民の生命及び健康並びに町民生活及び町民経済に重大な影響が及ぶ事態。
感染症指定医療機関	県行動計画においては、感染症法第 6 条第 12 項に規定する感染症指定医療機関のうち、「第一種感染症指定医療機関」及び「第二種感染症指定医療機関」に限るものを指す。
感染症対策物資等	感染症法第 53 条の 16 第 1 項に規定する医薬品（医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第 2 条第 1 項に規定する医薬品）、医療機器（同条第 4 項に規定する医療機器）、個人防護具（着用することによって病原体等にはばく露することを防止するための個人用の道具）、その他の物資並びにこれらの物資の生産に必要不可欠であると認められる物資及び資材。
帰国者等	帰国者及び入国者。
基本的対処方針	特措法第 18 条の規定に基づき、新型インフルエンザ等への基本的な対処の方針を定めたもの。
業務継続計画（BCP）	不測の事態が発生しても、重要な事業を中断させない、又は中断しても可能な限り短い期間で復旧させるための方針、体制、手順等を示した計画。
緊急事態宣言	特措法第 32 条第 1 項に規定する新型インフルエンザ等緊急事態宣言のこと。新型インフルエンザ等が国内で発生し、その全国的かつ急速なまん延により国民生活及び国民経済に甚大な影響を及ぼし、又はそのおそれがある事態が発生したと認めるときに、同項の規定に基づき、当該事態が発生した旨及び緊急事態措置を実施すべき期間、区域及びその内容を公示すること。
緊急事態措置	特措法第 2 条第 4 号に規定する新型インフルエンザ等緊急事態措置のこと。国民の生命及び健康を保護し、並びに国民生活及び国民経済に及ぼす影響が最小となるようにするため、国、地方公共団体並びに指定公共機関及び指定地方公共機関が特措法の規定により実施する措置。例えば、生活の維持に必要な場合を除きみだりに居宅等から外出しないことを要請することや、多数の者が利用する施設の使用の制限又は停止等を要請すること等が含まれる。

健康観察	感染症法第 44 条の 3 第 1 項又は第 2 項の規定に基づき、県知事又は保健所設置市等の長が、当該感染症にかかっていると疑うに足りる正当な理由のある者又は当該感染症の患者に対し、健康状態について報告を求めること。
健康危機対処計画	地域保健対策の推進に関する基本的な指針（平成 6 年厚生省告示第 374 号）に基づき、平時から健康危機に備えた準備を計画的に進めるため、保健所及び衛生環境研究所が策定する計画。 策定に当たっては、県単位の広域的な健康危機管理の対応について定めた手引書や保健所における区域全体に係る健康危機管理の対応について定めた手引書、感染症法に基づく予防計画、特措法に基づく県行動計画及び市町村行動計画等を踏まえることとされている。
検査等措置協定	感染症法第 36 条の 6 第 1 項に規定する新型インフルエンザ等に係る検査を提供する体制の確保や宿泊施設の確保等を迅速かつ適確に講ずるため、病原体等の検査を行っている機関や宿泊施設等と締結する協定。
個人防護具	マスク、ゴーグル、ガウン、手袋等のように、各種の病原体、化学物質、放射性物質、その他の危険有害要因との接触による障害から個人を守るために作成・考案された防護具。
サーベイランス	感染症サーベイランスは、感染症の発生状況（患者及び病原体）のレベルやトレンドを把握することを指す。
指定（地方）公共機関	特措法第 2 条第 7 号に規定する指定公共機関及び同条第 8 号に規定する指定地方公共機関。電気、ガス、鉄道等の社会インフラや医療、金融、通信等に関連する事業者が指定されている。
住民接種	特措法第 27 条の 2 の規定に基づき、新型インフルエンザ等が国民の生命及び健康に著しく重大な被害を与え、国民生活及び国民経済の安定が損なわれることのないようにするため緊急の必要があると認めるときに、対象者及び期間を定め、予防接種法第 6 条第 3 項の規定に基づき実施する予防接種のこと。
新型インフルエンザ等	感染症法第 6 条第 7 項に規定する新型インフルエンザ等感染症、同条第 8 項に規定する指定感染症（感染症法第 14 条の報告に係るものに限る。）及び感染症法第 6 条第 9 項に規定する新感染症（全国かつ急速なまん延のおそれのあるものに限る。）をいう。 町行動計画においては、新型インフルエンザ等に位置付けられる可能性がある感染症について、その発生の情報を探知した段階より、本用語を用いる。
新型インフルエンザ等緊急事態	特措法第 32 条に規定する新型インフルエンザ等が国内で発生し、その全国かつ急速なまん延により国民生活及び国民経済に甚大な影響を及ぼし、又は及ぼすおそれがあるものとして政令で定める要件に該当する事態。
双方向のコミュニケーション	地方公共団体、医療機関、事業者等を含む町民等が適切に判断・行動することができるよう、国による一方向の情報提供だけでなく、多様な手段を活用して情報の受取手の反応や関心を把握・共有して行うコミュニケーション。

衛生環境研究所（地方衛生研究所等）	地域保健法第 26 条に規定する調査・研究、試験・検査、情報収集・分析・提供、研修・指導等の業務を行う都道府県等の機関（当該都道府県等が当該業務を他の機関に行わせる場合は、当該機関。）をいう。
登録事業者	特措法第 28 条に規定する医療の提供の業務又は国民生活及び国民経済の安定に寄与する業務を行う事業者であって厚生労働大臣の定めるところにより厚生労働大臣の登録を受けているもの。
特定新型インフルエンザ等対策	特措法第 2 条第 2 号の 2 に規定する特定新型インフルエンザ等対策のこと。地方公共団体が特措法及び感染症法の規定により実施する措置であって、新型インフルエンザ等のまん延を防止するため特に必要があるものとして新型インフルエンザ等対策特別措置法施行令第 1 条に規定するもの。
特定接種	特措法第 28 条の規定に基づき、医療の提供並びに国民生活及び国民経済の安定を確保するため、国が緊急の必要があると認めるときに、臨時に行われる予防接種のこと。
都道府県等	都道府県、保健所設置市（地域保健法施行令（昭和 23 年政令第 77 号）第 1 条に定める市）及び特別区。
鳥取県感染症対策連携協議会	感染症法第 10 条の 2 に規定する主に県と保健所設置市の連携強化を目的に、管内の保健所設置市、感染症指定医療機関、消防機関その他関係機関を構成員として、県が設置する組織。
濃厚接触者	感染した人と近距離で接触したり、長時間接触したりして新型インフルエンザ等にかかっていると疑うに足りる正当な理由のある者。
パルスオキシメーター	皮膚を通した光の吸収値で酸素飽和度を測定する医療機器。
フレイル	身体性脆弱性のみならず精神・心理的脆弱性や社会的脆弱性等の多面的な問題を抱えやすく、自立障害や死亡を含む健康障害を招きやすいハイリスク状態を意味する。
まん延防止等重点措置	特措法第 2 条第 3 号に規定する新型インフルエンザ等まん延防止等重点措置のこと。第 31 条の 8 第 1 項の規定に基づき、新型インフルエンザ等が国内で発生し、特定の区域において、国民生活及び国民経済に甚大な影響を及ぼすおそれがある当該区域における新型インフルエンザ等のまん延を防止するため、まん延防止等重点措置を集中的に実施する必要があるものとして政令で定める要件に該当する事態が発生したと認めるとき、国が公示した期間において、当該区域を管轄する都道府県が講ずる措置。例えば、措置を講ずる必要があると認める業態に属する事業を行う者に対し、営業時間の変更等を要請すること等が含まれる。
有事	新型インフルエンザ等に位置付けられる可能性のある感染症の発生の情報を探知した段階から特措法第 21 条に規定する政府対策本部の廃止までをいう。
予防計画	感染症法第 10 条に規定する都道府県及び保健所設置市等が定める感染症の予防のための施策の実施に関する計画。

リスクコミュニケーション	個人、機関、集団間での情報や意見のやりとりを通じて、リスク情報とその見方の共有を目指す活動であり、適切なリスク対応（必要な情報に基づく意思決定・行動変容・信頼構築等）のため、多様な関与者の相互作用等を重視した概念。
EBPM	エビデンスに基づく政策立案（Evidence-Based Policy Making の略）。①政策目的を明確化させ、②その目的達成のため本当に効果が上がる政策手段は何か等、政策手段と目的の論理的なつながり（ロジック）を明確にし、③このつながりの裏付けとなるようなデータ等のエビデンス（根拠）を可能な限り求め、「政策の基本的な枠組み」を明確にする取組。
ICT	Information and Communication Technology の略。 情報(information)や通信(communication)に関する技術の総称。利用者の接点となる機器・端末、電気通信事業者や放送事業者等が提供するネットワーク、クラウド・データセンター、動画・音楽配信等のコンテンツ・サービス、さらにセキュリティやAI 等が含まれる。
PDCA	Plan（計画）、Do（実行）、Check（評価）、Action（改善）という一連のプロセスを繰り返し行うことで、業務の改善や効率化を図る手法の一つ。